

【実施計画】

番 号	2-1-4
-----	-------

改革の視点	2 財 源		基本的な方向	1 歳入の確保	
実施計画項目	4 公平・公正な受益者負担			改善の視点	ルール(規範・条例・運営基準を見直す)
内 容	使用料・手数料等の受益者負担について、応益負担の原則を踏まえたうえで、現状に応じた適正額であるかどうか、また施設等を利用する者としいない者との間の「負担の公平性」が適正であるかどうかの定期的な検証を行い、公平性を著しく欠くものについては、額の見直しを実施する。			主 体 課	財政課
				担当課所	関係各課
達成目標			評価の手法		
【受益者負担の公平性の確保】 応益負担の原則を踏まえ、行政コスト計算書の活用等により、受益と負担の適正化を図り、定期的に額を見直す。			【使用料・手数料の適正額の検証】 現行の料金が適正であるかどうか、コスト計算書による検証を行う。 【市民への公表】 受益者負担を伴う事業にかかる行政コストを広く公表し、市民の意見を踏まえた額の見直しを行う。		
年 度	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
実施スケジュール	→ 実施 →		→ 検討 →	→ 実施 →	
評価の時期		○	○		○
目標の内容	—	行政コスト計算書の活用	検討結果の報告	行政コスト計算書を活用した使用料等の見直し	平成29年4月の消費税率引き上げ時に向け、使用料等の見直し準備を進める。
平成22年度までの主な推進状況	平成21年度に使用料・手数料の見直しについて、検討した結果、学校教育施設(小中学校体育館)使用料について平成22年度からの徴収を行うこととした。				

【取組結果】

年 度	担当課所	取組内容、見直し効果等の説明	進捗率(金額等)
平成23年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	平成 23 年度予算執行方針において、 応益負担の原則を踏まえ、行政コスト計算 書等の活用により、受益と負担の適正化を 図るよう通知(4月8日)	
	担当課所		
平成24年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	平成 24 年度予算執行方針において、応益 負担の原則を踏まえ、行政コスト計算書等の 活用により、受益と負担の適正化を図るよう 通知(4月9日)	
	担当課所	公共下水道事業計画区域外から公共下水 道に接続した場合に徴収する分担金について 条例化するとともに、分担金の算定根拠に都 市計画税相当額も含めて規定した。	
平成25年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	平成 25 年度予算執行方針において、行政コ スト計算書等の活用により、受益と負担の適 正化を図るよう通知(4月8日) コスト計算書をとりまとめ、前回一斉見直し時 (H18)と比較した上で、消費税率改定に併せ た使用料等の改定については基本的に見送 り。(5 件のみ改定)	(消費税率増により 改定するもの) 上水道 使用料 工業用水道 // 下水道 // 商業振興センター // し尿汲取手数料
	担当課所	各担当課において、それぞれコスト計算書を 作成し、コストに占める歳入割合について確認 した。	
平成26年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	平成 26 年度予算執行方針において、応益 負担の原則を踏まえ、行政コスト計算書等の 活用により、受益と負担の適正化を図るよう 通知(4月8日)	消費税納税義務 の有る使用料等に ついて改定。(5 件)
	担当課所	都市計画課において公園使用料の見直しを 実施し 2 月議会にて条例改定(全部改正)	

新居浜市行政改革大綱2011

平成27年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	平成 27 年度予算執行方針において、応益負担の原則を踏まえ、行政コスト計算書等の活用により、受益と負担の適正化を図るよう通知(4月13日)	
	担当課所	平成 28 年度中に全庁的に見直しを行う予定であることから特になし。	